

6つの提案

- 12月市議会で提案 -

- ①飯能市が行政として、ノラ猫、多頭飼育崩壊など、猫のトラブルの現状について、具体的に把握すること。
- ②猫の飼養の適正化を徹底すること。
飼い猫の不妊・去勢手術を原則として室内飼いを励行すること。
- ③ノラ猫への不妊・去勢手術が動物基金のチケットでできることを広報し、普及・啓蒙すること。また、地域猫として地域で命を見守るためのルールをしっかりと、議論しながら進めること。
- ④多頭飼育崩壊に対する環境部門と福祉部門の連携した対応を図ること。
管理可能な限度を超えて飼育している場合は、関係部署が連携して解決にあたること。
- ⑤県の事業の活用や市独自の助成事業が必要。埼玉県では、「地域猫活動推進事業費」補助金交付制度があるので、こうした事業や市町村独自の支援事業を行うこと。
- ⑥市として譲渡会を開催するとともに、事業のサポーターを募り、支援を積極的に行うこと。

※猫は年に2～3回妊娠し、1回に4～8匹出産します。あっという間に何倍に

3.22 sakura neko

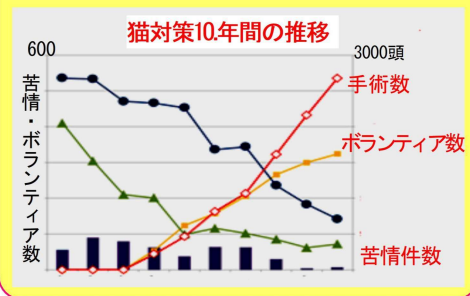
さくらにゃんにゃん! 3月22日は「さくらねこの日」



＜全国の先進自治体の事例＞

- 三郷市では、平成28年に「動物愛護及び管理に関する条例」が制定され、どうぶつ基金の「さくらねこ不妊手術事業」と併せて「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金」を給付しています。
- 川口、桶川、川越などでは、市として保健センターなど公共施設を会場に、譲渡会を開催して、多くの市民に里親になってもらっています。
- 宮代町では、獣医さん、事業サポーターと連携して、町として一斉TNR（ノラ猫を捕獲し、不妊・去勢手術をして元居た場所に戻す）事業に取り組んでいます。

日本獣医師会で最優秀賞を受賞した東京都台東区では、町会・自治会・個人をのサポーターを募り、約400人で対策に取り組み約10年間でノラ猫の出産ゼロが実現できました。

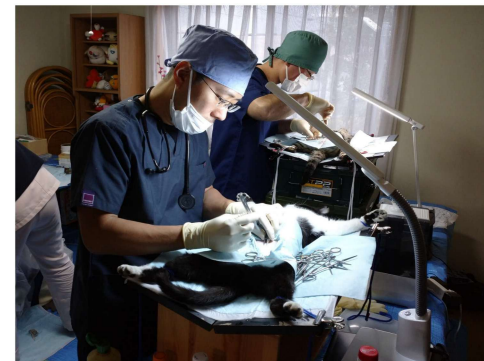


猫好きな人も、嫌いな人も、思いやりのルールで

猫と共生できる地域に



地域の猫問題に取り組む中で、大変大きな問題と課題があることを痛感しました。この間の取り組みと提案をご覧いただき、ご意見、ご要望をいただければ幸いです。



大西獣医さんの協力出張手術



新井たくみの活動報告

日本共産党・市議会議員
飯能市井上732
携帯：090-4010-5650
TEL 042-978-0175
FAX 042-970-2820
takumi-arai@hotmail.com

埼玉県、飯能市では「さくらねこ不妊手術事業」として取り組んでいます。詳しくは、県、市のHPをご覧ください。

猫のトラブル、力あわせてなくしましょう

飯能市『さくらねこ不妊手術事業』にご協力ください。

増えすぎたノラ猫や飼い猫で、住民とのトラブルが増えています。「深夜の鳴き声がうるさくて眠れない」「庭で糞をされる」「花壇を荒らされる」「ゴミを漁る」「自動車を傷つけられた」「物置で子猫が生まれている」「子どもが捨て猫を拾ってきた」など地域問題、社会問題になっています。ノラ猫にエサやりを禁止しただけでは解決できない問題です。猫好きな人も、嫌いな人も、地域でトラブルなく猫と共生できる地域にしていこうという対策です。

3つのゼロへの行動計画

— 猫のトラブルゼロ、殺処分ゼロ、虐待・衰弱死ゼロをめざし —

第一段階

- ①自治会など地域での話し合いと実態調査を実施する。
ご近所でのトラブル、特に猫のことは言いづらいものです。しかし、放置するととんでもないことになりかねません。早い段階で、「困った」を出し合えるようにしましょう。＝「ノラ猫が増えている」「飼い猫が増えて徘徊する猫が多い」など猫の苦情が出ている早い段階で対応しましょう。
- ②学習とPR＝「捨て猫、虐待・殺傷は犯罪」との認識を深める
学習やPRをすすめ、エサやりの責任として無料のチケットなどを活用して手術をすすめ、「トイレを設置」し、清潔を保つようにしましょう。
- ③飼い猫も手術の徹底を（多頭飼育問題も地域で注視しましょう）
- ④行政が積極的に譲渡会を支援し、里親を探して、飼い猫（家猫）にしてもらうことが必要です。

第二段階

- ①地域を決めて自治会等と一斉TNRを行うことです。
- ②手術していない猫を放置しないことです。

「面」的な取り組みで成功した東京都台東区

町会・自治会を中心に、「面」でのTNR事業に13年間取り組み、約3000匹の手術でノラ猫の出産はなくなりました。一方、個人ボランティア中心の「点」でのTNRを行っているB自治体は、約15,000匹以上の手術をしていますが、23年以上猫対策に取り組んでいますが、エンドレスの事業となっています。

地域で取り組めば大きな成果が



自治会で話し合いをすすめ、地域で一斉に手術を実施しているところが広がっています。猫問題を地域全体の課題として捉え、解決にあたっています。



啓発・PRのポスターもゴミ集積所などに掲示しています。

⚠️ 猫を捨てること、殺傷・殺傷は犯罪

改正動物愛護法が令和1年6月12日成立。
犬猫へのマイクロチップ装着の義務化と猫の殺傷は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄は1年以下の懲役または100万円以下の罰金など動物虐待罪が厳罰化されました。

多頭飼育も大きな問題に

多頭飼育が社会問題になっています。管理可能な限度を超えて飼育するので、最低限の給餌、衛生面の配慮、居住スペース、医療ケア等が大きな問題になっています。感染症や悪臭、糞など、周囲への被害も深刻です。動物保護先進国では、既に10年以上前から深刻な社会問題となっていますが、日本では飼い主も行政も認識が不十分です。

環境と福祉面から、複合的に対応することが求められています。

猫とつき合うルール

猫を飼うルール

- ①一生責任をもって世話をする。
- ②病気や怪我から守るために屋内飼いを基本にする。
- ③繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行う。
- ④首輪やマイクロチップを付ける。

ノラ猫へのルール

- 地域猫として地域で見守るために
- ①むやみにエサを与えることなく、決まった時間、量にし、食べ残しは始末する。
 - ②これ以上増やさないよう不妊・去勢手術を行う。（無料のチケットがあるので活用しましょう）
 - ③むやみに糞をしないようエサをやる責任で、近くに猫トイレを設置し、清潔に保つ。